

平成 28 年度 第 1 回滋賀県立図書館協議会議事録

- 1 日 時：平成 28 年(2016 年) 6 月 22 日 (水) 13:00～15:00
- 2 会 場：県立図書館 大会議室
- 3 出席者：会長 山本昭和
副会長 廣瀬香織
委員 今関信子、内林善彦、遠藤恵子、小野田文雄、神部純一、小林慶大、古塚秀穂、三田村悦子 (五十音順)
県教育委員会事務局
大西良子 (生涯学習課長)
県立図書館
國松完二 (館長)、
梅景重利 (調査協力課長)、梅山淑子 (調査協力課専門員)、
岡田知己 (サービス課長)、村田恵美 (サービス課専門員)
事務局
谷山友彦 (副館長)、古西貴志 (主任主査)
傍聴者
1 名
- 4 議 題：
県立図書館のあり方
(1) 県立図書館休館日のあり方
(2) 今後 10 年の県立図書館のあり方

<議事録(要約)>

1 開会・挨拶

生涯学習課長：

平素から本県の子ども読書活動の推進をはじめ、生涯学習の振興に深いご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。また、26 年 9 月より 2 年にわたり、熱心に御協議をいただいたこと、重ねて御礼申し上げます。県立図書館は、第 2 期教育振興基本計画や第 3 次県子ども読書活動推進計画に基づき、読書環境の整備並びに読書活動の推進を図るため、資料整備を進めるとともに、市町立図書館との連携体制の充実に努めているところである。知事も、図書館は「地域の知の拠点」であるとし、県立図書館をはじめ県下の公共図書館に大いに期待を寄せているところである。この 4 月にあった知事との協議の場でも「県内の図書館は図書館行政のフロントランナーでありたい」という話をされていた。本当に大いに期待を寄せているところである。本日は、「滋賀県立図書館のあり方について」ということを議題とし、今後の県立図書館の役割や、社会情勢の変化、県民ニーズを踏まえた県立図書館の目指す姿について御協議をいただくと聞いている。忌憚のない御意見をいただければ幸いです。開会の挨拶とする。

館長：

前回、平成 27 年度 2 回目の協議会は 2 月に開催をしているので、4 月以降の県立図書館について、説明する。まず、人員体制について、今年度は人事異動がなく、正規の職員 28 名、学校支援員 2 名、資料整備嘱託員 1 名という体制で新年度を迎えた。館長は 3 月で定年退職をしたが、非常勤特別職として継続することとなった。都道府県立図書館では、司

書資格を持った館長は、今年度再び滋賀県だけになる見込みである。知事も「専門職を置くことが大事だ」ということを強調されての配置であるをご理解いただきたい。

組織的には、県庁全体で係制という体制が敷かれることになった。図書館の場合は、サービス課、調査協力課、総務課の3課あるが、サービス課、調査協力課それぞれに、これまではグループ制として閲覧担当グループ、資料整備担当グループ、児童担当グループという形であったが、各課に3つずつ係というものを作り係長を置くという形になった。そういう体制で新年度スタートをした。

本日の議題であるが、前回2月に協議会を開催して後、2月県議会文教警察常任委員会でも県立図書館の開館日が質問として出された。平成20年から8年間、週2日の休館をしているが、そろそろ元に戻してはどうかという内容で、教育長が、「前向きに検討していく」という答弁を行ったこともあり、今後、どういう方向がいいのかということも協議会をはじめ、利用者やいろんな方面の意見を伺ったうえで結論を得たいと思っている。さらに、平成27年度包括外部監査(外部監査)を受けた結果を4月早々に開催された常任委員会に報告した際、これから図書館をどうしていくのか、という「あり方」を考える必要があるのではないかと意見いただいた。昨年度の協議会で、議題としてとりあげながら、時間の都合あって次回へ先送りとなったが、どういうものにしていくかということも協議会の皆さんにも積極的に議論に参加いただき、方向性を見つけたいと思っている。県立図書館協議会は県内で19番目としてようやく設置したが、早いもので、もう2年が経過する。このメンバーでの任期は、8月いっぱいであるが、これからの図書館のあり方がいいものにまとまるように、御協力をお願いしたい。

最近の図書館をとりまく状況について、平成27年度は、図書館のことが新聞等のマスコミや議会等でとりあげられる場面が多かった。特に、神戸連続児童殺傷事件の犯人が元少年Aの名で出版した『絶歌』の取扱いについて注目された。県議会でも取り上げられたが、多くの都道府県立図書館があいまいな対応を示す中、当館では収集した資料をどのように扱うかという対応をいち早く検討し、公表した点は、県内市町立図書館をはじめ、他府県からも一定の評価を得たと考えている。この議論は、図書館の資料収集のあり方について、一石を投じた問題であったように思う。

昨秋週刊誌で盛んに報道されたが、ツタヤ書店の指定管理による運営について、蔵書管理の問題点が浮き彫りになった。小牧市では住民投票の結果、指定管理による新図書館建設計画が市議会で否決され、計画が白紙にもどるという事態も起こっている。

また、図書を出版する側からは、娯楽小説等、図書館で貸出しが多い文芸書について、1年間の貸出しの猶予を求める声が大手中出版社(新潮社、紀伊國屋書店、KADOKAWA等)から出され、2月末全国の公共図書館に要請文が出される状況にある。図書館としてどう対応するか、検討しなければならないと考えている。

県内図書館の動きとしては、守山市が新図書館を建築する事が決定した。長浜市も新館建設に向けての動きがでてきている。

当館の運営については、直接来館者に対する積極的なサービスと市町立図書館への支援が高く評価されてきたが、県財政の厳しさが続く中、今後どのように図書館サービスを継続、発展させていくか、が大きな課題である。知事は図書購入費も含め、県立図書館のサービス、運営について高い関心をお持ちである。この1年の県立図書館の活動と来年度に向けてどう歩みを進めていくか、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴したい。

2 議題

会長：

本日の進行について、まず、事務局からの資料説明だが、本日は、限られた時間の中で意見を伺うため、一部を除き行わないこととしたい。協議の中で、資料に不明な点があれば、その都度、事務局へ確認いただきたい。

次に議事の時間配分だが、この4月に事務局より、各委員に書面で意見聴取を行った「県立図書館の休館日のあり方」、それから、前回議題としたが先送りした「今後10年の県立図書館のあり方」、それぞれ、60分、30分程度で、協議を進めたい。

また、今回は第1期協議会の最終となるので、最後に各委員から2分程度、挨拶いただく時間を設ける。途中退席ご予約の委員は、その際をお願いしたい。

それでは、議題（1）「県立図書館休館日のあり方について」移る。

【県立図書館のあり方 （1） 県立図書館休館日のあり方】

会長：

事前に、書面にて各委員の意見をいただいているが、それを踏まえて、意見および修正・補足、資料への質問等をお願いしたい。

委員：

図書の購入費と人件費、図書館には両方共がなくてはならないと思っているが、まずは、図書購入費を優先していただきたいという考えである。従って、人件費が別枠で確保できるなら、確保いただき、開館日を増やしていただくということがよい。そこで手厚い人の手当てや配置を御願いたい。人件費のために図書購入費が削られるということはないようにしていただきたい。

委員：

図書購入費と人件費とを天秤にかけるのであれば、図書購入費のほうが優先するであろう。大津とか草津の住民の方の使用が多いのであれば、例えばシェアはできないだろうか。大津市さんに司書の派遣を依頼したり、お金の工面をお願いしたりできないだろうか。ただ、サービスも大事であり、資料等を探す場合、司書がいないと出来ないのも、その辺は最低限の方でというふうに思う。

委員：

両立することが一番だということは申し上げた上で、前回いただいた資料等を確認すると、今の利用者の9割が大津市民である。立地から言ってこの現状を改善することが困難であることを考えれば、開館日を増やすということは、県民全体というより大津市民へのサービスの向上という意味合いが強く、これによって資料購入費が削減されるという二者択一であるならば、県民全体にとってはサービスの低下になりかねない考える。図書館の蔵書というのは県民共用の財産であり、開館日を増やすか、資料購入費を削減するか、二者択一であるならば、県立図書館としては資料購入費の維持を優先すべきと考える。ただ、県立図書館の蔵書が県民共用の財産であるならば、地理的な問題を乗り越えて、どこに住んでいても蔵書によりアクセスできる、そういった策といったものはないか、しっかり今後考えていくべきであろう。

委員：

県立図書館は市町立図書館と役割が違うと思う。県立図書館が市町立の図書館をバックアップするという業務を最重要として位置付けるのであれば、現在のままでもいいという思いがある。それでも大津市民の需要が多い中で、県民の利便性を高めるため、休館日を週1回とするのであれば、職員の増員とか光熱水費の増額など、人員体制の充実等、財源の裏付けが絶対必要だと思う。しかし、どちらを選ぶかということはたいへん難しい問題だと思う。

委員：

資料費と人件費どちらを選ぶのかという問題になると、やはり資料費を取りたい。滋賀県子ども文庫連絡会に所属しているという立場で申し上げますと、児童書は全点購入されてはいるが、ここ5年ほどは複本がなかったり、入荷が遅かったり、という問題が出ている。その結果として、児童書・絵本の新刊を見る会というのを1年に1回開催しているが、5年ほど前までは県立図書館で開催していたが、本が間に合わないということで、大阪の児童文学館まで行って例会をしている状況である。児童書だけは全点購入はさせていただいているが、身近で見られないという問題があるので、資料費を優先してほしい。

委員：

火曜日を開館としていた時期には数人いた非正規職員を削ってまで資料費を確保し、その結果、火曜日を休館としたという経緯があるので、もしもう一回火曜日を開館するというのであれば、削った分の人件費を戻してもらわないとやはり筋が通らないのでは。非常勤、アルバイトの費用を削って司書という少数精鋭の人たちを残してできるだけサービス水準を落とさないようにしてきたので、それをもう一度もどすのであれば、先ほども申したように人件費を戻す必要があるか。

委員：

自身の図書館利用という面から考えてると、身近な図書館をいかに利用しやすくするというのを、運動を通して考えてきた。このところ何度も何度も、資料のリクエストを自分の町の図書館に出すということがあって、そのたびに司書があちこち電話をかけて、いろんな図書館から本を借りてくれるのだが、県立図書館に本があるということがわかると、「あっ、木曜日に届くな、金曜日に手に入るな。」というのが私たちの利用の仕方の中にはあって、県立にないものすごい長い間本が手に入らないということがある。司書の人が充実してほしいのは山々だが、資料はコンスタントに買いだめておいてもらいたいという思いは強い。

委員：

図書購入費とか人件費が許すなら、ぜひ1回休館を解除してみてもよいのではないか。年間を通して毎月休館解除が予算的に厳しいのであれば、利用者が多そうな月をピンポイントで選んで、例えば夏休みの8月だけとか、期間を限定して、1度休館を解除してみてもいいのではないか。その中で利用者のニーズや反応が見えたら今後に生かせるのではないか。

委員：

私は先ほどから言われているように、資料の購入か、開館日を増やすのか、二者択一とは全然考えておらず、開館日が増えるのがいいか悪いかという論点でいうなら、増える方がいいにきまっているという意見である。直接利用しない立場としてこの委員の一人に

加わっている、直接ここにきて利用することができないものとして、県立図書館をどう利用してどう充実するかという立場でものを言わせていただいている。今日は久々に協議会が開催されるので、必要な本を10冊ほど借りたけれども、やっぱり違う。家で、パソコンで調べて関係する本を調べるのと、直接目で見て選ぶのはずいぶん違う。そういう意味で開館日が1日増えようが増えまいが県立図書館から遠方の住民にとってはあまり関係がない。それよりも利用の仕方をもうちょっと楽にさせていただいたほうがよい。また、地元

の図書館司書と話をしたが、学校図書館の支援をしてもらっているのは嬉しいことだと言っていた。

委員：

意見が重複してしまうかもしれないが、休館日が2日であっても県立図書館としての役割を果たしていれば問題ない。県民のニーズというか、県立図書館がどういうものなのかということ把握しているかどうかということ一度見直してから休館日は2日で大丈夫ですという説明をしていただければよいのではないかという認識である。図書資料の購入についてという点について、資料に掲載されているが、誰のために本を選んでいるのかということをもっと明確にした説明がなされれば、増額ももう少し検討するという流れになるのではないか。休館日の問題と図書資料費の問題をそもそも一緒に考えて天秤にかけるといことが、違和感を覚える。

会長：

いろいろなご意見があったが、1番多いのは資料費だけはそのまま確保していただきたい、資料費とバーターで人件費だとかということは避けてほしいという意見だったと思う。意見の補足あるいは他の委員の意見に対して質問等はないか。

委員：

あまり借りられない本は買ってもらえるかどうかというのが難しいところが、少なくとも県立図書館は、資料というところはしっかり押さえていただき、すごく古い本で、今手に入れておかないとダメ、というのがあれば買って置いてもらいたい。自分の経験で言うと、ヴォーリズの本を借りようと思ったら、所蔵している図書館が2館しかなかった。県立図書館にはあって、みせてもらったが、そういうものがもしかしたらどこかでも出ないかもしれない。古本屋探しても出ない。だからそういうことも含めて、郷土資料なんかでどうしても今買っておかないとダメというものも出てくるかもしれない。今、一人も借りなくても、それは買っておかないと将来困る。資料のところはやっぱり充実させておきたいという思いが強い。後の人のために。

会長：

今の意見は、資料の買い方、お金の使い方の問題だろう。その場合、資料費はいくらかなくてはいない意見である。他に意見があればお願いしたい。

委員：

図書館に確認というか考え方を伺いたい。この問題が人件費か資料費かの二者択一という判断をする、資料を見た限りそういう印象を受けたが、そういう考え方でよいのか。事前に受け取った包括外部監査資料で、資料費の捻出の仕方のところ、司書の全国平均が59パーセントで、滋賀県は86パーセント、そこをパートタイムに振り替えることで資料の捻出も可能ではないかと発言というか記述があった。それが出てきている以上、そうで

はなく、私も司書は非常に重要な人材だと思っているが、それをきちっと、全国は59パーセントでも、滋賀は図書館としてのアイデンティティというか、滋賀の図書館の役割をはたしていくのであれば、86%という司書の有資格率は、必ず人員として必要だ。だからこれを削って、他に振り替えるのはできないという、そのあたりの根拠、考えをお聞きしたい。

館長：

司書の比率86パーセントというのは、県立と市町立合わせて全体の正規職員の中での司書の比率を出したものだ。今、全国平均では約50パーセントで、半分が司書、半分が行政の職員で、ここには非常勤の数は含まれていない。滋賀県の専門職比率が高い要因として、ひとつは、図書館数も職員数も非常に少なかったことが考えられる。新しくできた図書館が多く、一番古いところでもできて30年くらい。図書館が新設され始めた当時から、公務員全体の人員抑制がすでに始まっており、図書館新設にあたって運営に必要な要員を確保できなかったという背景がある。したがって、少ない職員で図書館を効率的に運営するにはどうしたらよいかということで、伝統的な司書の専門的な業務である、本の整理等の仕事だけでなく、施設の維持、管理やいわゆる庶務業務を含めて司書が担ってきたという経緯がある。そのため司書の比率が他府県に比べて非常に高い。

委員：

県立だけの比率は。

館長：

県立だけに限って説明すると、滋賀会館にあった旧館時代、職員数は非常に少なかった。昭和52年度の都道府県比較では、正規職員の数が全国平均で44人の時、滋賀は16人。昭和53年度、新館建設が決まって、順次職員数を増やしていき、現在は倍近くの29人になっているが、全国平均の正規職員数よりもまだまだ少ない。県立でも市町立と同様、全体の職員数がなかなか増やせない中で、効率よく業務をこなすため、司書の比率を高めていった経緯がある。

資料6は47都道府県の中で人口が本県と同規模16県の平均との比較である。正規職員数は平均よりは多く、専門職の比率は格段に高い。しかし職員総数、非常勤職員等を含めた全職員数では平均より大幅に少ない体制である。平成26年度で全国平均48人に対して、滋賀県は32人である。うち3人は学校図書館支援事業や障害者のチャレンジ雇用としての別枠雇用者であるため、図書館運営は実質29人ということになり、全国の約6割の人員体制で、これだけの業務をこなしていることになる。

会長：

専門性の比率が高く、総数も少し少なく、非常勤が異常に少ない。資料4の休館日を1日、増やした時に同時に非常勤の方たちの雇用をやめ、予算を約2千万円程浮かしている。1日休館することで2千万円以上削減した。非常勤の方の人数が少ないのはこのため。少数精鋭で正規の専門職だけで運営している。だから、開館日を増やすのであれば2千万円戻してほしい。現状の人員体制のままでさらに業務拡大するのはどうかという気がする。他に意見があればお願いしたい。

委員：

会長が説明された資料をじっくり見たが、利用が減っているというより、休館日を2日にしても変化がないという点を表しているのではないかと。月・火を開けた時と開けない時

との比較が書いてあるが、結局、月・火が閉まっても利用は多い。そういうところとか、資料2の利用率が減っているのを見ると、やはり資料費の関係だと思う、どう見ても。

会長：

資料2だが、経年変化で平成20年の時に初めて火曜日を休館にした。その時に前年比で、貸出冊数は前年比97.3%、それ以降も減り続けている。休館日を減らしたことによる低下なのか、資料費が落ちたことによるものなのか、わからないくらいの微々たる減少。週6日開館していたうちの1日閉館しても、たった3パーセントしか変わらなかったという見方はできる。また、資料3についていうと、委員から「やってみたら」という意見もあったが、平成24年度、夏休みを全日開館した、そういうことを夏休みやってみた結果を示したものの。前年と比べてどうかというと、貸出冊数であれば、前年度103パーセント。月・火と全部開けたが、3パーセントだけ増えたという結果。休館日を増やす・減らすという事で、利用の増減というのはあまり見られない、という事が言える。いかがだろうか。

会長：

先ほど、委員の話にもあったが、資料費と人件費は、バーターなのか。

館長：

平成20年度は、県全体の財政の見直しで、大幅削減をしなければいけないという指示があった年度。平成19年度の経常経費は約2億1千万、平成27年度は、臨時経費を除くと約1億2千万、半分近くになっている。職員費を減らしてその分を経常費に上乗せするという単純な話ではない。どうしても、経常費のなかで、どちらを取るかという話になってしまう。

会長：

2者択一という考え方で考えざるを得ないということだろうか。

館長：

常任委員会での議員質問でも、8年たっているのだからそういったことはそろそろ乗り越えて、必要なものはプラス要求してはどうかという趣旨の質問ではあったが、教育委員会の予算枠の中で、いわゆる一般財源の中でどのように予算配分をするかという問題がある。どうしても二者択一にならざるを得ないという状況。

会長：

おそらく二者択一ということになれば、出席の委員は資料費を確保してもらいたいという事になる。包括外部監査結果の中で、正規職員を非常勤にすれば資料費に回せるのではないかみたいな考え方も出ていたが、これについては私たちが考えるべきことではあるが、どうだろうか。私としては現在「少数精鋭」でやっているところをさらに減らして、「少数精鋭」を半分にして、残りの半分は「少数精鋭」ではなく「少数」だけになる。要するに今いる正規職員をさらに何人かを非常勤職員にするという考えには、私は反対である。そのことによっておそらくサービスは落ちる。いかがだろうか。考え方として、よくあるパターンかとは思いますが。

委員：

カウンターの人たちは、若くてかわいくて愛想がいい人たちに変えていく。その人たちは、専門の知識がそんなになくてもいいのでは、という考え方はずっと昔からある。私の

図書館では今建て替えの最中なので、カウンターをどうするのかということは協議会でずいぶん協議している。協議会では、例えばどこか指定管理のところに出してみるとか、いろんな意見が入ってくるが、カウンターこそ、専門職員じゃないとだめだと考えている。資料整備、選書も含めて、カウンターでの働きが、自分たちの持っている宝物とつながっていくわけだからちゃんとしてほしいというふうには思う。「にこにこして」という言い方で、職員のプロとしての素質、プロとしての力をそういうレベルで切っていくというのは失礼過ぎると考える。やはり司書の専門職としての眼も含めて、蓄積した知識、経験を大切にしていくという考え方で図書館を運営していく方向が必要。市民と出会うカウンター職員こそ熟練した司書の人が必要であると考えている。

委員：

県立に限らずどこの図書館でもそうだけど、第一番目の使命は資料の収集にあると思う。それがなくて利用者がいても、意味がないとは言わないけど資料の収集というのは図書館が担う最も重要な任務役割ではないかと思う。しかし、その資料を県民・市民が利用するということがやはり大事であり、その点で言うと開館日が多いほうがよい。いつでも利用できるという状況にあったほうがよいわけである。当たり前ではあるが。そのところをどう、両立させていくか、私の地元の図書館は今年から週二日休みである。市の図書館全てが。そうすると山奥にある地域では、こんなこと言うと怒られるかもしれないけど、遠いところまでいかないといけない。施設はあるけど、図書館とはなっていて、図書室とかになっている。そういうふうには、利用の範囲も財政的な面で狭められていくというのは、これはなんとか利用者が抵抗して、資料も増やすし開館日も増やしてもらおうという方向で、どこかで声を上げていかないといけない。次の課題になるかと思うが、二者択一にされては困る。それでどちらか選べと言われると、誰がそんな二者択一を押し付けているのかと思う。

会長：

当たり前だが、両方欲しい。休館日は少なくとも資料費も少ないでは困る。それはそれとして、今、委員がおっしゃった、町とか市の図書館での話と、県での話については、少し違った論議をする必要がある。県で開館日が多くなってもそのメリットというか、遠くの市に住んでいる人はあまりメリットがないのでは、という議論が必要だと思うのだが、その点はいかがだろうか。

委員：

市町立の図書館と県立の図書館、役割分担はあると思う。私の地元の図書館の場合、「これ所蔵していないので、県立に問い合わせる。」ということで県立からすぐに入ってくるといふようなことになっている。県立にあればいいと思う。そして市で借りたらいい。それから正規の司書のほうが多いというのは当たり前だと思う。今の流れは、非正規の方をどんどん増やしていこうということで、それが果たしていいのか。正規が多いほうがいいと単純には思う。それと、以前、教育センターにいた時の話だが、司書の方がおられ、「こんな研究している大学無いだろうか。」という話を持っていくと、すぐに、この大学の紀要に掲載されているといった回答をもらい、研究の参考にするとということが、よくあった。こういう本が無いだろうかというとすぐに出てくるし、そういうことがやっぱり大事だと。そういった研究機関にある資料室の司書さんがどんどん引き上げられているという現状がある。それはどうなのか。文化教育の現状において、そこはやっぱり削れないだろうと思っている。

委員：

人件費、開館日、資料費の問題は次の議題の問題でもあると思う。これから10年、県立図書館がどうあるべきなのか。この資料6を見るとすごい、職員29人中25名がきちっと司書資格を持っているという今の職員体制というのは。この体制を生かして、これから10年、このメリットを積極的に県立図書館のあり方として打ち出していくのか。それとも開館日の拡大を住民サービスとして打ち出していくのか、結局その方針によって、変わってくる。でもこのメリットはなんとかしたいという思いである。人件費を抑え、経費を削減していく中で、少数精鋭という一つの大きな特色を出している。この25人を、ほかの図書館ではできない何かに生かせるのか。そこがもっと明確に出てくれば、これがひとつ県立図書館のこれからの10年のあり方というか、方向性というのが明確に見えてくる気がする。市と県との役割分担を考えていくと、ネットワークの面で考えると市の図書館が住民サービスということであれば、県立図書館というのは、こういう専門的資料をそろえ、レファレンスも県立図書館で専門的なことを尋ねれば何でも答えてくれるという、そういった機能をより充実させていくという方向を打ち出すのであれば、ここを維持して、資料費を確保してくためには、休館日2日ということはしょうがない、となるかもしれないし、まさにこれからの図書館がどういった方向に行くべきかによってこの議論の答えは変わってくる気がする。

会長：

議会等で求められていることもあり、今すぐ一定の、短期の見解は必要だと思う。他の委員はいかがか。一定のまとめについては、3つくらい出たかと思う。1つはいかなる場合であろうと資料費は確保してほしい、ただでさえ少ない資料費ですから確保してほしいと。もっと増やしてほしいという言い方もできるが、これを減らすことはやめてほしいと。もう1つは、委員から意見があったように、滋賀県立図書館は少数精鋭できているので、これを崩すことに関しては、承認できないという意見が強かったかと思う。将来どうなるかはわからないが、ここ数年で何人かを非常勤にしてしまうという意見については賛成できかねるという意見だったかと思う。3点目は、県立図書館の専門性を鑑みると、休館日を1日減らすことによるメリットというのはあまりないのではないか、コストメリットのことでもう少し考えるべき。単に休館日が減ることはいいことだが、実際、平成20年以降の利用数が急激に減っていない、夏休みに全日開館したけれどそんなに増えていないという統計がある。それプラス県立図書館の特殊性というものもあるので、メリットが少ないのではという意見があったように思う。資料費の確保と少数精鋭の維持、県立図書館の特殊性による火曜日開館によるメリットは少ないのではという、その3点か。

次の議題に移るが、委員が途中退席されるのでご挨拶とご意見等お願いしたい。

委員：

最後に全員から一言とのことで、時間をいただく。今の論議とかかわる内容だが、県立図書館の所管課が生涯学習課であることは非常に大きいと思っている。生涯学習の観点での県立図書館であるべきだと。私は、学校教育に携わっているのだが、その将来の子どもたちを育てていく、まさに生涯学習の過程の中で県立図書館というのは考えられるべきであるというふうに思う。それは、インターネットで利用に供するのか、いろんな環境を整えて、人と人が触れ合うというか、人によって教えてあげる、そうした関わりを図書館は大事にしてもらいたい、という思いをもっている。図らずもこの仕事をさせていただいているという縁もあり、昨日生涯学習課主催の学校司書等の研修会を、ちょうどこの時間帯に行った。その際、お話をさせていただいたが、平成26年に学校図書館法が改正され、その第6条に学校司書という言葉が初めて位置付けられたというそういう説明をさ

せていただいた。小中学校ではこれから学校司書という、先ほど私が申しあげたような図書館に人がずっといるというような時代が来ようとしている、努力目標のような状況で必ずしも置かなければならないということではなく、まだまだこれから先の話だと思うが、まさにそういう時代に生きる子供たちがこれから育つときに、県立図書館に人がいてほしい、専門性を持った人にずっといてほしいと思う。会長がまとめていただいたように図書費のこととどっちにしますかという議論に、手を挙げてというわけにはいかない。人も同時に大事にする論議をこの協議会で進めていただければと思う。私も平成27年の4月からという中途半端な時期からの委員であったが、論議に携わることができて非常にありがたいと思った。感謝する。

【県立図書館のあり方 (2) 今後10年の県立図書館のあり方】

会長：

それでは、議題(2)「今後10年県立図書館のあり方について」に移る。これについては、資料8～10について、事務局より、説明をお願いします。

事務局：

(資料説明)

会長：

それでは検討項目や、今後10年の図書館像、5年で取り組む課題とかいろいろご紹介いただいたが、皆さんの方から、質問ないしはここに書かれていないがこんなことに取り組んでいくべきといったことがあれば、おっしゃっていただきたい。

委員：

県立図書館の今後のあり方というテーマについて、現時点で県立図書館の方でこういう図書館にしていきたいという方針があればまずお聞きしたい。

館長：

これからまとめるにあたって考えていくことになるのだが、館長としては、初代の館長を含め、歴代の館長の思いを引き継ぐ形でやってきた立場であり、それを踏まえて、これからの10年をどういう方向にもっていくのかを考えていきたいと思っている。

会長：

まだ、これといって決まっていることはないということか。

館長：

利用者を含め、図書館に関係する様々な方面の人たちの意見を参考につくってこうと考えている。

会長：

その前に、私たちの意見があれば、これを参考にして作るということだろうか。

館長：

参考として、愛知県図書館が策定されたものを添付した。図書館としてはこういうもの

を想定している。

「基本計画」といった場合、通常5年というスパンで予算措置も含め、かなり具体的なものを作っていかなければならないが、県内市町立図書館の動向も踏まえて、もう少し長い10年というスパンで考えたい。滋賀県は今後10年で、人口増から人口減少の局面に転じ、急激に人口減少が進んでいく見込みとなっている。地域的には、湖南地域を除いて、すでに人口減少が進んでおり、今後の県全体の人口減少が進む中でどのように対応するのか、社会の大きな変化を踏まえて、図書館はどういった取り組みができるのかということも考えていかないといけないと考えている。

委員：

先ほどの第1の議題との整合性をとるために、軸足として、少数精鋭の司書を活用したサービスの向上とか、そこをしっかりとこの10年の中に書き込むことによって、この図書館の特徴が明確に描き出せるのではないかと。先ほどの議論のとりあえずの結論も、司書の存在というのは欠かせない、資料費も欠かせない。休館日が、2日、1日で、それほど大きな差はなかったということ踏まえて、という話で落ち着いたわけですから、しっかりとこの中で、もう一度きちっと専任の司書によるサービスを高めていくということをしつかり書き込んでいったらいいのではないかと思う。

委員：

各市町立の図書館の交流の要になるような活動をやっていってもらいたい。先ほど他の委員が、生涯学習課だからできたという学校図書館支援事業の話がされたが、それぞれの図書館の司書の研修や、ボランティアの私たちを含めての様々な講座の充実であるとか、そういったことも含めて県立図書館がいろんなことを発信する場であってほしい。資料収集だけみたいな話になって、「資料収集家」になってもらったら困る。そうではなくて、「動く司書」になってほしい。人間性も含めてあそこに行くと楽しいと利用者が感じる職員の育成、県内市町立の司書が県立職員の働きをみて触発される、そういう県立図書館であるといい。市町立図書館支援の面で、交流と研修というところでの様々なバックアップをしてくれたらいいなと思う。

館長：

県立の司書として、専門職としての仕事のありようとして、自ら市町立なり県民にいろんな働きかけ、具体的に動けということか。

委員：

話してみたら魅力だなというか、ただ資料集めだけをしているような、専門職だがじっとしているという感じではなく、血肉がある職員として、県民のいろいろな声に反応して活動しているというのがわかるような職員であってほしい。専門職でありながらそうあってほしいというか、活動も生み出してほしい。

委員：

どうしても守ってほしいものとして、これからの課題として、一つは「図書館の自由」を守ることがある。私の地元の図書館には入口に「図書館の自由宣言」のプレートが貼ってある。収集の自由、図書の提供の自由、貸出記録等、個人の秘密を守るとか。それと検閲を許さないと。この4つの自由を守ると書いてある。これが脅かされるような事態が昨年おこってびっくりした。『絶歌』の話が出て、県立図書館は貸出制限をするということであった。その対応は間違っているのではないかと思ったが、そういう自由の問題。

これはやっぱり永久の問題としてしっかり堅持してもらいたい。あと、出版業界と図書館の間でごちゃごちゃやっているが、これは今後も起こってくる課題だと思う。しかしベストセラーになっている本がよく借りられているかというところでもないというデータも出ているようであるし、あまり関係はないのだろうかと思う。もう一つは今現在進行形の、県内市町立への支援を、強めていただきたい。中学校の図書館はひどいものである。利用されるような雰囲気になっていないし、ほとんど利用していないという感じがする。場所の問題もあるし、少子化の中で学校ががらんとしている。そのがらんとしている校舎の片隅に図書館があるというような学校が多い。学校司書の話が出ていたが、私は38年間教員をし、図書館の係もしたが、私の勤めていた学校には常駐の司書の方が配置されていた。図書館に子どもたちが行っても相談もできるし、読書案内、読書指導もしてくれる。配置されていた司書は退職教員が多かったようだ。司書資格を持っていて退職した教員で学校に非常勤として嘱託で勤めていた。地元でも聞くところによると司書教諭は置かないといけないと聞いている。でも担任も持って、授業もやっていると、多忙で、図書館の指導はできない。学校司書はやはり充実する方向で県立図書館としてもどこかで頑張ってもらいたい。今年度は地元の学校3校で学校図書館リニューアル支援をしていただいているが、そういうことも引き続き、頑張ってもらいたい。

委員

学校司書については、私は高校であるが、何年か前から司書教諭が発令されているが、1学年3～5クラスだが、実際機能していないというのが現実である。司書教諭は何人かいるが、図書館として機能しているか、というのが現実。資格があっても、おられることはおられるが、先ほど別の委員からも話があったように授業は当然持っているし、部活動もある、図書館に常駐というのは絶対無理な状況。そして、学校司書は、どんどん嘱託に替わってきている。定年で正規の学校司書が退職後は即嘱託に変更という状況である。ハローワークを通して嘱託司書を募集をするということもあるが、図書館としては、実際どうなのか。きちっとされる人もいるが、小中学校同様、高校でもそういった実態である。法律が改正されて学校司書を置くことができるということになったが、小中高とも果たして、そういう対応が積極的にとられるか危惧している。そういった部分に対してもフォローもお願いしたい。

委員：

私の地元には、市立図書館のすぐ近くに県立の中高一貫校がある。読書のスタイルというのか、行ってみると全然違う。中学生の読書の状況が一番つかみにくい。市立図書館にも来ないし、学校図書館も利用していない。その中で意欲がある先生が、例えば職員室に本棚を作って先生が読んで、共通の話題をとるというふう提供していくと、職員室に子供たちが訪ねてくる。立派な図書館が上の階にあるにもかかわらず、職員室に子供たちがわんさか来るといような状況がある。運用は模索というのか、どうしていいかわからん、というのが中学校の現状ではないか。高校生のところを見ると、いついっても、案外利用している。そのあたりの分析をちゃんとして、多分あれは学校司書の生徒たちへの仕掛けがうまいと感じるのだが、学校図書館支援を考えたらいいのではないか。

会長：

いろいろな意見をいただいたので、これからの10年のあり方について、反映させていただければと思う。なかなか大変だが、よろしくお願いしたい。

続いては、先ほど申しあげたとおり、これで1期目の図書館協議会が終わる。各委員より、県立図書館への期待なり要望なり言っておきたいこととかあればお願いしたい。

委員：

個人的には、県立図書館は好きで以前はよく来ていた。今は職場が遠くなったが。ここに来たらなんでも調べられるという対応をお願いしたい。また、願わくば、建替えを行い、大きな図書館になればと思う。図書館としてレベルアップしていただきたい。

委員：

2年間お世話になった。私は、生涯学習を専門としているが、決して図書館を専門をしているわけでもない。そういう意味では改めて、こうしていろんな資料を見せていただいて、実際の職員さんのお話を聞かせていただいて、私自身この2年間とても勉強になった。改めて生涯学習、社会教育の施設として、図書館の重要性というのを再認識させていただいた。

また、最後ということ、願わくばというか、やっぱりこれからの図書館という、先ほど最初に地域の知の拠点であり、学びの拠点、それだけじゃなくて僕は生涯学習の施設、社会教育の施設としてこれからの図書館として文化の発信拠点でもあってほしい、まさに地域の。そのためには、県民の図書館ボランティアであるとか、あるいは図書館が様々な「場」になって、いろんな人たちがここで本を通じて集う中で人と人とがつながり、つながる中で地域の文化を図書館の中で創造し県民が発信していく。何かそういう「場」としての図書館づくりをこの10年の滋賀の図書館のあり方の中にぜひ組み込んでいただければと思う。

委員：

滋賀県公共図書館協議会の会長を務めている関係でこの協議会の委員も務めている。今年度は、今再任用という形で図書館の館長を務めている。私の図書館は、基本設計が終わったところで、これから実施設計に移り、平成30年にオープン予定。現在使用している図書館を8月いっぱい閉館する。38年間利用していただいたが、8月いっぱい閉館し、その後、引っ越しをした後に解体ということになる。そういう時期に、こういう仕事をさせていただき、本当に大変ではあるが、議論に参加でき、光栄である。仮設の図書館を11月2日から始めるが、狭いところであるし、蔵書も少ないので県内の図書館の方に相互貸借でお世話になったり、いろいろ協力いただかないといけない立場になる。他県と比べ、滋賀県ほど、県内図書館がつながりあっているところは本当に無いと思っている。そういう滋賀県の良さというものを、全国にアピールしてほしい。そういったことを含め、これからのあり方、10年のあり方づくりをしていってもらえればと思っている。

委員：

私は、とっくに引退してる歳であるが、委員になる前までは、言い方悪いが、京都府立図書館を利用することが多かった。住んでいるところからだと車で近い。今日も家から車で1時間半かかった。琵琶湖大橋を渡って。この年になると運転がしんどい。京都府立図書館はすぐだから。山科から地下鉄を乗ると。京都府立図書館は、隣接県在住者も登録できるので、そちらを利用して。委員になって、急に親しみをもって利用を始め、市の図書館と県の図書館とのパイプになればと、市立図書館の意見を聞いたりした。私自身古典文学の講師を大津1カ所と高島1カ所でさせてもらっているので、資料の利用は行っており、ありがたいと思っている。県民にはもっと利用してほしいと思う。地元にもいい図書館がある、いい時間が過ごせると周辺の人たちには紹介している。いろいろな人に紹介してから、知り合いの方が、あそこの図書館はいいとさらに周辺に伝えてくれる。「ゆっくりできるわ。」と言っただけだとまたそこで顔を合わせられ、大変うれしく思ったりしている。

委員：

利用者の立場として参加し、図書館や教育委員会という組織の連携とか内部のことがわからずちんぷんかんぷんな意見、質問をしてしまったかもしれない。一利用者として、6歳と2歳の子供がおり、小さいころから図書館に行き、多くて毎週、少なくとも2週間に1回は子供二人つれて行って本を借りるようなことをしている。図書館が近くにあって、おかげで子ども二人とも絵本とか本が大好きな子に育ってくれている。本も高いので、なかなか新品ばかり買ってられないので、身近に図書館があることは助かるなど思っている。

利用者として一つだけ要望がある。空いてる机とかを自習スペースをルール上開放してもらいたい。自習はダメという札があるが、空いているなら有効活用したほうがいいのではないかなと思ひ、最後に申し上げたかった。

こういう場に参加させてもらって、思ったが、現場の最前線で働いている司書の人たちは日々の業務が大変だと思っているのだが、そういう現場の職員の意見もぜひお聞きしたかった。今後の10年の県立図書館のあり方として、滋賀県は司書という資格を持っている職員の比率が高い、そういう技術を有効活用するとなると、司書の持っている能力を引き出していけないといけないと思うが、そうなったとき司書がやりたいような活動とか声を、司書自身の声を聞いて、司書が作り上げる、そういう仕組みがあれば働いている職員も充実感を持って働いていけると感じるし、良い成果につながると思う。

委員：

以前、瀬田に住んでいて、その時はここを本当によく利用した。その後守山に引っ越し守山の図書館を利用するようになった。自分のそばにある図書館というのが普通の人たちにとっては頼りと私は思っており、そういう意味で県立図書館でありながら市立図書館のように思っており、利用しに来ていた。そういう面も、片方にあるということを知りつつ、県立図書館の役割は、県立図書館がこの地にできた時に、ずいぶん議論してきたが、ここではまたこんな仕事が回ってきてみんなと一緒に議論することができた。委員のみなさんと議論するのなかで、自分自身の考え方がそんなにぶれないでこれまでできていることは、大したものだと思っている。守山の図書館を建て替えるのは本当に大変で、考え方がぶれているわけではないのだが、現在全国の多くの図書館がそうなっている現状があって、指定管理の問題から始まり、カウンター委託の問題、本をどこから買うのか、地元の書店を入れるか入れないかの問題、壁をどうするかという問題を一から議論した。市民に開放された図書館という名目のもとに図書館が知的好奇心を刺激するという側面より、交わりが楽しい、そういう場所、出会いの場所という言葉が出てきたり、市民活動という言葉が出てきたりして、今まで持っていた図書館の役割、仕事というのはどこに行くんだ、しっかり押さえていかないとだめなんじゃないかとずいぶん議論した。

県立図書館が、ぶれずにきているということはすごい、応援したい。そこから発信されてくるのが市立図書館、市町立の図書館の考えの刺激になっていくのでしっかり立場に立ってほしいとお願いする気持ちである。

委員：

一県民として、一利用者として、図書館のあり方などと難しい問題を考えさせてもらったりできたのは、協議会に委員として関わったおかげである。任期中に、大津の図書館の民営化という問題もあり、その問題にもいろいろ考えさせていただくこともあった。私は、子供と子供の本に関わる人たちを支える活動をしており、今の子供たちと未来の子供たちのために、これからの10年の県立図書館に期待している。

委員：

この協議会そのもの自体に少し感想を持った。外から県立図書館を見ていたときは堅いイメージがあった。普通の図書館自体も、そもそも私世代より下はもっとそう思っているかもしれない。どこか、静かにしないといけないところ、まじめな人が行くところ、生涯学習の中でもほんとに敷居の高いところのイメージがある。協議会がどんな雰囲気でそんなことを議論するのかなと思いつながりながら見てきたところがある。どこか私たちは県立だからとか図書館で働いている人間だからというところがどうしてもぬぐいきれないところがあるように思える。私のように司書資格もなく、図書館の専門を勉強したことがないものからすると、何か見えない壁がずっとあったのではないかと思いつながりの参加であった。私は、一人の子供を持つ母親であり、一県民の立場からすると、そういう図書館だからとか司書だからという固定概念を取り払わないといけない時代がやってきているのではないかとすごく感じているし、そこに期待をしている。これから変わっていかないといけない図書館、守山市も新しい図書館ができるし、県立図書館もこれからの10年間を考えるのであれば、今はやはりファンづくりが大切である。ファンになってもらおうという気持ちがないうちには人はもう来ない時代であるし、インターネット上だけで人と会わずにコミュニティもできてしまう時代になっている。私よりも下の世代、中高生の世代からしたらすぐ何か興味があったときに図書館に行ってみようという発想はなくなってきている。スマホを持てばある程度の情報が入ってきてそこで満足してしまうような思考の流れというか、満足を得てしまう。図書館にきてわくわくするような、ここにきて新たな発見があったり、新たな道へ導いてくれるそんな場所になってほしいなという期待を込めて最後のコメントとしたい。

会長：

滋賀県立図書館ないし滋賀県の図書館は全国的に注目を得ている。若干古めの図書館というイメージがあるが、古いから悪いというわけではない。図書館の機能だとか考え方だとか基本だとかを押さえた運営をずっとやり続けている図書館なので、これから10年を考えるのであれば司書が持てる力、図書館が持てる力を発揮して、全国の都道府県立のリーダーとなる、単に新しいことをやるリーダーではなくて、図書館とはこういうものであるというものを日本中に示せるようなリーダーになってほしいと思う。

それでは、時間も参ったので、本日の協議を終了する。議事進行に御協力いただき感謝する。